

ほけんだより 保存版

福住小学校保健室

◆インフルエンザの出席停止期間について◆

インフルエンザにかかったときは、学校保健安全法施行規則によって

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」

学校を休むことが定められています。

※「発症」とは、発熱の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を1日目とします。

例	発症日	発症後5日間（出席停止期間）					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後1日目に解熱した場合		解熱 1日目	2日目				登校 OK		
発症後2日目に解熱した場合			解熱 1日目	2日目			登校 OK		
発症後3日目に解熱した場合				解熱 1日目	2日目		登校 OK		
発症後4日目に解熱した場合					解熱 1日目	2日目	登校 OK		
発症後5日目に解熱した場合						解熱 1日目	2日目	登校 OK	

参考：「だから、予防接種 ワクチン情報サイト(アステラス製薬)」HP

抗インフルエンザ薬の効果で熱が下がっても、インフルエンザウイルスの感染力はしばらくの間残っています。また、インフルエンザでは一度熱が下がっても、再び発熱する場合があります。出席停止期間に従い、感染力が弱くなるまで登校を控えることで、インフルエンザの流行拡大を防ぐために必要な措置です。

★登校前の健康観察をお願いします！

インフルエンザの初期症状は38度以上の高熱、体の節々の痛み、筋肉痛、倦怠感、全身の悪寒、頭痛、吐き気、下痢、呼吸困難、咳、痰、くしゃみ …などです。